

兵庫県稲美町農業委員会
令和4年1月定例会会議録

- 1 開催日時 令和4年1月25日(火) 13時30分～14時00分
2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室

3 議 事

- 報告第21号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（2件）
報告第22号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（1件）
議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（2件）
議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1件）
議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定

4 出席委員（14名）

- 1番・山本恵洋 2番・福田正人 3番・丸山治正 4番・福田 修
5番・坂本英正 6番・大西寿々代 7番・藤本勝彦 8番・丸尾信夫
9番・久保敬治 10番・大西純子 11番・鳴瀬敏雄 12番・松尾芳夫
13番・大村信介 14番・高橋秀一

5 欠席委員（なし）

6 事務局

- 局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

- 8番・丸尾信夫 委員 9番・久保敬治 委員

8 議 事

- 事務局： ただいまから令和4年1月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会会長高橋が開会のご挨拶を申し上げます。
- 会 長： 開会挨拶
- 事務局： ありがとうございます。
それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、8番丸尾信夫委員、9番久保敬治委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第21号・第22号及び議案第47号～第49号まででございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長： それでは、報告第21号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」(専決処理)を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町六分一字百丁歩（岡交差点南西方）

地 目： 田

転用面積： 1, 6 6 9 m²

申請人： 地元農業者

転用目的： 賃貸露天駐車場

土地利用計画： 擁壁を設置し、盛土整地する。申請地への進入路については、土地改良区との開水路使用契約、隣接地の通行同意あり。

専決処理： 令和4年1月7日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の賃貸露天駐車場

への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年1月7日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町国岡三丁目（笹ブ山公園北東方）

地 目：田

転用面積：329㎡

申請人：地元所有者

転用目的：共同住宅

土地利用計画：盛土、整地し、共同住宅建築。雨水は南側道路側溝、
汚水は公共下水に接続。

専決処理：令和4年1月7日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

議 長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の共同住宅への転
用で、稲美町農業委員会として既に令和4年1月7日付けで受理通知
書を送付しておりますので、ご了承願います。

議 長： それでは、報告第22号「農地法第5条第1項第7号の規定による
届出について（専決処理）」を議題といたします。届出件数は1件で
す。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町国岡四丁目（城ノ池西方）

地 目：田（現況 宅地）

転用面積：164㎡

設定する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：地元在住者

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画：造成工事完了後、住宅を建築する。雨水は道路側溝に、
汚水は公共下水道に接続。着工済み、始末書。

専決処理：令和3年12月22日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を行う、一般個人住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年12月22日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は2件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町草谷字野々原（草谷交差点東方）

地目：田

面積：1,577㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元農家兼会社経営者

農機具：トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機 各1台

栽培作物：水稲、野菜。申請地は水稲

議長：「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は山口委員です。現状は営農組合が麦を栽培しているが、許可しても問題はないとの報告がありました。

議長：「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局：令和4年1月20日13時30分～15時00分までの間、4番・福田修農地担当副会長、1番・山本恵洋委員、8番・丸尾信夫委員及び事務局の4名で、申請地の現地調査を実施しました。
担当委員から調査結果を報告願います。

8番・丸尾委員：申請地は、給水バルブや排水設備も整った農地で、麦が植えてありました。許可しても問題ないと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長：全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町岡字出新田（県道平荘大久保線交差点岡～岡西間の南）

地 目： 田

面 積： 1 0 5 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元農家

譲受人： 地元農家

農機具： トラクター・田植機 各1台

栽培作物： 水稲、野菜。

議 長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は藤原委員です。申請地はこれまでも譲受人が耕作しており、問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

1番・山本委員： 申請地と隣接する譲受人所有の農地とは畦もなく一体で、耕運草刈り済みでした。これまでも譲受人が毎年水稲を植えられており、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございますか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員挙手ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

議 長： それでは、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町北山字中尾山（入ヶ池北方）

地 目： 田

面 積： 1, 1 1 7 m²のうち転用面積0. 5 6 m²

移動する権利： 使用貸借権

譲渡人：地元農家

譲受人：農業兼会社員

転用目的：営農型太陽光発電施設（一時転用3年 更新1回目）

土地利用計画：北・西は農道、東は資材置場、南は農地。パイプ型高架台7棟に太陽光発電パネル360枚設置。パネル下部で榦育成中。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は西川委員です。現状において農業用水・周辺道路や農地への影響について問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

4番・福田修委員： 現地は3年前から太陽光発電パネルが設置されていますが、給排水設備があり、太陽光を除去すれば農地として使える状態です。榦は100本ほどが育成中でした。許可しても問題ないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：2件

利用権を設定する申請者（貸付者）：2件

申請筆数：2筆

申請面積：1,469㎡

「明細」

利用権を設定する申請者（借受者）：2件

利用権を設定する申請者（貸付者）：2件

申請筆数：2筆

申請面積：1, 469㎡
借受理由：経営規模拡大 1件
 経営移譲（譲受） 1件
貸付理由：高齢により耕作できない 1件
 経営移譲（謙渡） 1件

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 借受人等について、地元の最適化推進委員へ調査依頼した案件はありません。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
 （意見、質問なし）

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。
 農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
 （全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
 委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和4年1月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和4年1月25日

議長 高橋 秀一

委員 丸尾 信夫

委員 久保 敬治